

令和3年度第1回登米市入札契約監視委員会

日時：令和3年7月29日（木）

午後2時00分～

場所：登米市役所迫庁舎

3階 第4委員会室

次 第

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 報告

(1) 令和2年度入札及び契約の状況報告・・・・・・・・・・資料1

(2) 指名停止措置の運用状況報告・・・・・・・・・・資料2

(3) その他・・・・・・・・・・資料3

4 議題

(1) 抽出事案の審議・・・・・・・・・・資料4

5 その他

・ 次回開催時期について

(過去3年間の全体の結果検証、令和3年4月1日～同年9月30日までの契約
状況等について審議予定)

令和2年度入札方式別集計表

契約期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

入札方式	件数	区分・品目	備考
①一般競争入札	5件	工事計	1件
		電気通信工事	1件
		物品（購入・製造・賃貸）	3件
		役務の提供	1件
②条件付一般競争入札	1件	工事計	1件
		土木一式工事	1件
③制限付一般競争入札	66件	工事計	62件
		管工事	5件
		機械器具設置工事	1件
		建築一式工事	4件
		鋼構造物工事	1件
		電気工事	2件
		電気通信工事	2件
		塗装工事	1件
		土木一式工事	34件
		防水工事	1件
		舗装工事	9件
		屋根工事	2件
			建設関連業務
④総合評価一般競争入札	2件	工事計	2件
		土木一式工事	2件
⑤指名競争入札	360件	工事計	85件
		解体工事	3件
		管工事	13件
		機械器具設置工事	1件
		建築一式工事	3件
		消防施設工事	3件
		大工工事	3件
		建具工事	1件
		電気工事	23件
		塗装工事	2件
		とび・土工・コンクリート工事	1件
		土木一式工事	23件
		内装仕上工事	1件
		防水工事	2件
		舗装工事	6件
	建設関連業務	20件	
	物品（購入・製造・賃貸）	138件	
	役務の提供	117件	
総契約件数	434件		

指名停止情報

令和3年7月1日現在

番号	商号又は名称	所在	指名停止の始期	指名停止の終期	指名停止 期 間	指名停止する登録業種	指名停止措置事由
1	(有)高橋組	登米市	令和3年3月24日	令和3年8月23日	6月	建設工事、物品	契約締結拒否
2	カガク興商(株)	石巻市	令和3年3月16日	令和3年9月15日	6月	委託、物品	廃棄物処理法違反行為
3	森松工業(株)	岐阜県 本巣市	令和3年3月30日	令和3年12月29日	9月	建設工事	贈賄
4	(株)丸本組	石巻市	令和3年5月25日	令和3年8月24日	3月	建設工事	労働基準法等 労働関係法令違反
5	中央コンサルタンツ(株)	愛知県 名古屋市	令和3年5月25日	令和3年7月24日	2月	建設関連委託、委託	祖雑工事等

令和3年3月25日登米市監査委員提出
「令和2年度 定期監査(事務監査)結果報告書(後期)」より抜粋

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査の対象

- (1) 予算の執行事務（収入・支出）
- (2) 契約事務（建設工事、業務委託）
- (3) 財産管理事務（施設管理、備品等）
- (4) その他（補助金交付等）

3 監査の日程

令和3年1月12日から同年2月10日まで

（対象部署）総務部（選挙管理委員会事務局）、まちづくり推進部、議会事務局、会計管理室、各総合支所、医療局、上下水道部

【総括事項】

4 適正な事務処理について

- (2) 契約事務については、特命随契の根拠規定又は理由が不明確、高額案件の参考見積徴取が1社のみ、同日・同業者へ発注する修繕業務の分割発注等の事例があった。合規性はもとより、経済性も念頭に置き、適正な事務処理に努められたい。

6 その他

- (1) 道路及び防犯灯の軽微な修繕については、平成30年度から各総合支所で契約事務及び予算執行を行っているところであるが、施工伺い等の各種起案や施工業者からの完了報告等について、その内容が統一されたものとなっていない。

本業務については、然るべき決裁者による意思決定や、施工内容の記録保存及び管理が必要である一方で、市で1者随契することを認められている金額範囲（20万円未満）での施工であり、また、各総合支所で行うこととなった目的のひとつが「対応の早さ」であることから、適正な範囲での事務の簡略化を踏まえた「統一的な事務手続き」についての検討が必要であると考えます。

審議案件一覧

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

No	入札方式	工事名称(業務名称)	区分・種目	予定価格 (税抜)(円)	担当課
1	制限付 一般競争入札	石崎橋橋梁補修工事	土木一式工事	46,735,077	道路課
2	指名競争入札	登米市役所迫庁舎煙突石綿除去工事	解体工事	4,397,844	総務課
3	指名競争入札	新田町線舗装補修工事	舗装工事	5,203,071	建設総務課
4	一般競争入札	高規格救急自動車(車両)購入	物品(購入)	22,836,000	警防課
5	指名競争入札	印刷機賃貸借(錦織小学校)	物品(賃貸)	960,000	学校教育課
6	随意契約	迫障害者地域活動支援センター原状回復工事	建築一式工事	1,050,000	生活福祉課
7	随意契約	登米町小島東針田地内舗装補修業務	業務(舗装補修)	199,980	建設総務課

審議概要	
案件No	1
案件名	石崎橋橋梁補修工事
入札経過及び結果等	本工事は、制限付一般競争入札で執行し、1社のみ応札で、落札率は98.42%。低入札価格調査の対象として入札を執行したが、調査基準価格以上であったため、調査の対象とはならなかったもの
事業概要	石崎橋は、石越町の夏川に係る橋梁で、築50年を過ぎようとしている長大橋である。施工の主な内容は、橋梁表面の舗装打ち換えと支承部の補修及び付近のひび割れの補修となっている。
委員会意見	工事が通常の橋梁工事に比べ特殊であったということで、入札参加者が1社だけで、結果的に競争は行われなかった。こうした事態は必ずしも好ましいことではない。市内の業者の育成、支援というものも理解できるが、適切な橋梁工事の実施を考えるならば、市内の業者に限った「制限付」にしたことの是非が問われるところである。

審議概要	
案件No	2
案件名	登米市役所迫庁舎煙突石綿除去工事
入札経過及び結果等	本工事は、指名競争入札で執行。指名業者は、過去10年間に同様の工事施工の実績のある9社を指名したが、応札は1社で、1回目は予定価格に達せず、2回目で落札し、落札率は97.77%となった。
事業概要	迫庁舎内煙突の煙道の断熱材等が剥がれ落ちて堆積し、煙の通りを阻害していたことを確認している中で、アモサイトという石綿が断熱材の吹き付けに使われていたことが判明したため、堆積物及び石綿の除去工事を行った。 工事にあたり、粉塵等が外部に出ないように養生を行い、作業員の作業スペースの確保、クリーンスペースの設置等をして、高圧ジェットを使用する工事を採用した。設計にあたっては特殊な工事となるため、参考見積を徴取したり、他の事例を参考にした。
委員会意見	見積もりを2社から取ったが、落札した会社も見積もりをした会社だったことを考えると、その1社のみが入札し、落札したと考えることもできる。不正等が発生する蓋然性を如何に排除した状況が作れるかにも注意が必要と考える。 アスベスト除去工事ということでリスクが伴う故か、結果的には1社のみが入札参加であった。今後このようなリスクを伴う工事を「真に」請け負うことができる業者の育成が望まれるところである。 なお、近年は建設アスベスト損害賠償請求訴訟の最高裁判所判決の新たな判決が出るなど社会的関心もあり、アスベスト除去に対する健康被害が無いよう安全な工事環境の確保に努めなければならない。今回の除去工事を契機に、市所有物件の管理や除去の際には、これまでの目視に加え、当時の設計図や仕様書を十分に検証し、適切な処理を施すことができるよう、工事予算の確保と、業者選定を行っていただきたい。

審議概要	
案件No	3
案件名	新田町線舗装補修工事
入札経過及び結果等	この工事は、指名競争入札で執行し、施工地の属するエリアに登録のある11社を指名し、2社が応札、落札業者以外の1社については予定価格に達しなかったもので、落札率は99.94%となった。
事業概要	施工延長120m、幅員6mの市道の舗装補修をするもので、掘削機で面積720㎡の表層を削り取り、舗装を施工する工事である。表層の厚さは5cmで、表層の下にあるクラックを抑制するためのシートの貼り付けを行うとともに、舗装が終了後、区画線、外側線の施工も行った。
委員会意見	札を入れた業者が2社で、他の業者は全社辞退している。また、落札業者以外の1社は予定価格を超えていた。落札率99.9%となると、談合又は出来レースとの疑念も出てくる。現場に近く自社で工事のできる業者に工事をしてもらいたいとの意向はわかるが、そうなるように仕向けているようにも感じた。応札業者数が増えるような対応があってもいいと考える。

審議概要	
案件No	4
案件名	高規格救急自動車（車両）購入
入札経過及び結果等	本案件は、制限付き一般競争入札で執行。1回目の入札で応札がなく中止。設計を見直し、2回目の入札を執行したが応札者がなく中止。3回目の入札で1社の応札があり、落札した。
事業概要	高規格救急自動車については、救急救命士が救急救命処置を行うために必要な構造及び設備等を備えた車両で、今回の購入は平成20年に購入した車両の更新となっている。この更新については、走行距離、傷み具合等々を総合的に判断したものであり、消防本部における車両更新計画に基づいたものである。
委員会意見	過去の同じような案件でも2社しか供給できない車両のようである。このような場合、入札に適した取引なのか考えてしまう。 随意契約となるかもしれないが、金額の問題のみではなく、両社の見積もりをよく確認するとともに、利用者の使い勝手なども聞き選定していくのもいいのではないかと考える。

審議概要	
案件No	5
案件名	印刷機賃貸借（錦織小学校）
入札経過及び結果等	この件は、指名競争入札で、市内登録業者10者を指名し、同日落札数制限方式を採用して10件の同様の案件について執行したものの、落札の制限件数を1社目は4件まで、2社目以降は3件までとなっている。 本案件（錦織小学校分）については、9件目の入札となっており、8社が応札した。入札の結果、落札した1社以外は、予定価格に達していない。
事業概要	印刷機の賃貸借業務については、市内の小、中学校、幼稚園に各1台ずつ配置している。賃貸借の期間を5年間のリースとし、その後1年間再リースをした後に更新することとしている。今回の錦織小学校の件については、当初予算要求の段階で2者から見積を徴取し、開きはあったものの低価格の方の見積を参考にしている。入札もその機種で選定を行ったため、見積書を提出した業者が落札したということであった。
委員会意見	印刷機を日々利用する学校側の意向を尊重した結果、学校がベストと思う機種を提供する業者が結果的に選定され、落札率は100%となった。また、落札した業者のみ価額が低く、他の業者との価格差が非常に大きい。利用者の意向を重んじることは最もだと思うが、この場合には学校と業者の間に望ましくない関係がないということが大前提となる。行政としては、このような好ましくない関係を未然に防ぐための普段のチェックが必要となる。

審議概要	
案件No	6
案件名	迫障害者地域活動支援センター原状回復工事
入札経過及び結果等	障害者地域活動支援センターの統合に伴い、借用していた物件を返却するため、借用当初の状態に原状回復する工事である。市民生活部指名委員会で審議し、工事で130万円未満のため随意契約で行ったもので、建築工事一式（C等級）に登録のある、迫町の業者15社に見積合わせの通知をし、4社が参加した。見積合わせの結果、1回目は全社予定価格に達せず、2回目は1社のみが応札（3社が辞退）し、予定価格と同額で落札した。
事業概要	令和3年1月28日付けで契約締結したものの、その後貸主との協議不足から原状回復の部分において認識に齟齬があったため、当初金額の30%を超える77万円の増額となり、設計変更審査会を開催し、変更契約として認められたものである。
委員会意見	この工事は随意契約であったが、その後貸主と借主（行政）との間で工事内容について齟齬が生じ、さらに工事金額を約5割増しに変更せざるを得なかったということであった。これは本来あってはならないことである。両者の間で事前に協議し合意に達したうえで、工事金額の見積もりを行い、そのうえで業者を選定するべきであった。今後このようなことがないことを切に望むところである。

審議概要	
案件No	7
案件名	小島東針田地内舗装補修業務
入札経過及び結果等	<p>本業務は、地域住民及び市道を利用している畜産関係者から舗装補修の要望があったため、設計額が20万円未満と見込まれたことから、規定に基づき1業者を選定し、見積書を徴取して行ったもの。業務内容は、舗装面に発生した穴（ポットホール）の周辺を切断・剥ぎ取りし、加熱合材により補修した。</p>
事業概要	
委員会意見	<p>資料からは、異なる現場であっても、同じ見積金額と契約金額になっている点に違和感を感じました。現地の状況が異なるため、補修の材料の量等も異なるはずであるため、丁寧な算出をしていく必要があると考えます。</p> <p>地域住民からの要望により緊急に工事をする必要があったため、すぐに工事を行うことができる業者を選定して工事を行った。随意契約の正当性を担保するためには、より具体的に「なぜその会社を選んだのか」をより明確にすることが重要と考えます。</p>

総合的所見	
委員会意見	<p>令和3年度第1回登米市入札契約監視委員会では、制限付一般競争入札1件、指名競争入札3件、一般競争入札1件及び随意契約2件の計7件の案件について審議した。その結果、審議案件すべてについて、大きな問題点は見受けられなかった。しかしながら、今後公正な入札を実施するうえで、以下に述べるような留意すべき点もいくつか指摘された。</p> <p>①指名競争入札の早期辞退が多い案件については、競争原理を働かせる観点から、予定価格が適切であったかどうか再度検討を要するよう思われるので、予定価格の設定にあたっては、より慎重に行っていただきたい。</p> <p>②随意契約では、何故その業者を選んだのかをいつでも市民に明確に説明できるようにしておかなければならない。いわゆる説明責任の問題である。業者選定の際には常にこの問題を意識する必要がある。</p> <p>③随意契約のある案件では、随意契約の入札、見積り合わせのルールを基本的に理解していない業者がいたように思われる。同じスタートラインに立たない競争はあってはならない。こうした事態を避けるためにも、随意契約だけでなく他の入札でもわかりやすい事前説明に心がけ、皆が公平に競争できるよう環境を整えていただきたい。</p> <p>そのほかにも各委員から個々の案件についていくつか改善点が指摘されているので、これらもぜひ参考にしていきたい。</p>